

事務局だより

令和5年9月号

残暑お見舞い申し上げます。
今年は最高気温が35℃以上となる危険な暑さが続く異常気象となっています。

9月になっても平年より気温が高くなると予想されているようです。8月は例年、屋外作業中の熱中症や蜂さされなどの事故の報告がありますが、会員の皆さまの努力もあり、事務局へは、就業中の事故の報告がありませんでした。

一方で、7月と9月には、救急車の要請をするような会員さんの重篤な事故の報告もあり、センター全体の課題として安全・適正就業委員会でも、対策を検討してまいります。

9月以降も厳しい気象状況が続くと予想されますので、会員の皆さまには、体調管理にご留意いただき、安全・安心な就業を心がけていただきますようお願い申し上げます。

10月は、シルバー人材センターの運営にとって大きな影響があるインボイス制度の施行と最低賃金の引き上げが実施されることとなります。事務局としても、今後、総務部会や理事会で対応について、検討してまいりますので、会員の皆さまも制度や内容についてご理解いただきますようお願い申し上げます。



10月よりインボイス制度が開始されます

センターが会員の皆さんにお支払いする配分金には、消費税が含まれています。

○9月30日まで

配分金に含まれる消費税は、本来、国に納めるものですが、年間の課税売上高が1,000万円以下の会員の皆さんは消費税免税事業者となるため、納める必要はありません。

○インボイス制度が始まると（10月1日～）

① インボイス制度が始まっても、会員の皆さんにはこれまでどおり発注者から預かった消費税額を含めて配分金をお支払いします。消費税免税事業者である会員の皆さんは、これまでと変わりありません。

② ただし、インボイス制度が始まると、センターは消費税免税事業者である会員さんとの取引について、消費税の仕入れ税額控除が認められなくなり、その分を負担しなければなりません。
つまり、センターとしては、新たな納税コストが発生するという事です。

③ センターでは、この新たな納税コストについて、発注者と料金の値上げ交渉やセンター業務の効率化などで、会員の皆さんの配分金額に影響しないよう尽力いたします。
しかしながら、そのことで仕事が減ってしまったり、センターの経営が厳しくなることも懸念されます。今後の状況によっては、会員の皆さんにご協力をお願いする必要があるかもしれませんので、その際は何かご理解のほどお願いいたします。対応について、総務部会や理事会において検討してまいります。



最低賃金が引き上げられます

新聞報道などによると、佐賀地方最低賃金審議会は8月18日、佐賀県内の2023年度の最低賃金を時給で853円を47円増（引き上げ率5.51%）の900円に引き上げるよう、佐賀労働局に答申されました。

早ければ10月14日から適用されるとの事です。

これにより、シルバー派遣事業により就業の会員の皆さんは、最低賃金が適用されることとなりますので、派遣先で最低賃金に達していない事業所へは、料金改定をお願いします。

また、請負事業により就業されている会員の皆さんの配分金について、見積基準等は、地域の最低賃金や業界の一般的な基準を参考に見直すことが必要とされており、今後、配分金などの見積基準額について、総務部会で検討し、理事会の承認を経て、配分基準額の決定後、発注者さんへ料金値上げの通知を行い、来年4月から新たな配分基準額で請け負うこととなります。

いずれにしても、最低賃金については、今回、これまでと比較して大幅な引き上げとなる予定で、センターへの仕事の依頼にも影響があるのではないかと予想され、今後、総務部会などで、インボイス制度への対応と合わせて、しっかり検討してまいります。

(佐賀労働局 ホームページより) →

厚生労働省 佐賀労働局 Press Release

佐賀労働局発表 令和5年 8月18日(金)

【照会先】 佐賀労働局労働基準部賃金室 室長 北村 雅道 室長補佐 山下 恵美子 (電話) 0952-32-7179

報道関係者 各位

佐賀県最低賃金の47円引上げ時間額900円に
— 佐賀地方最低賃金審議会答申 —

佐賀地方最低賃金審議会(会長 富田義典)は、本日、佐賀労働局長(重河真弓)に対し、佐賀県最低賃金を47円引き上げて、時間額を900円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

1 審議会においては、去る7月11日に佐賀労働局から「佐賀県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、その後、7月28日に中央最低賃金審議会から示された目安を参考に、現下の最低賃金を取り巻く状況等を勘案し、専門部会を開催して、慎重に調査審議を重ねた結果、今日の答申を行ったものです。

2 佐賀労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の佐賀県最低賃金の改正に係る手続きを進めることとしており、早ければ10月14日にも新たな金額が発効します。

【佐賀県最低賃金額の推移】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	790円	792円	821円	853円	900円
対前年度上昇率	3.67%	0.25%	3.66%	3.90%	5.51%
対前年度上昇額	28円	2円	29円	32円	47円

受講生募集!

令和5年度厚生労働省委託事業
高齢者活躍人材確保育成事業

佐賀会場

刈払機安全講習 受講生募集中!

講習内容 刈払機等の使用要領について
基礎からその技術と知識を学ぶ講習

定員 **10名**

実施期間 **10月11日(水)**

講習場所 **キャタピラー九州(株) 佐賀教習センター**
(佐賀市久保田町大字久富2944)

締切 **9月28日(木) 必着**

対象者 (1)佐賀県在住で原則60歳以上の方
(2)受講後、シルバー人材センターに入会を希望される方

受講料 **無料**

★講習は全日程を確実に受講できる方のみ応募できます
★「受講申込書」の提出が必要です
★都合により内容・日程等が変更になる場合があります

お申し込みなど詳しくは、下記又は各地のシルバー人材センターへ

(公社)佐賀県シルバー人材センター連合会
佐賀市本庄町大字袋246番地1 TEL:0952-20-2011 FAX:0952-20-2015

佐賀県シルバー 検索

令和5年度厚生労働省委託事業
『高齢者活躍人材確保育成事業』

「刈払機安全講習」日程表

【佐賀会場】

日程	時間	講習内容	会場
10/11 (水)	8:00~8:15	受付	キャタピラー九州株式会社 佐賀教習センター
	8:15~8:30	開講式・オリエンテーション	
	8:30~9:30	刈払機に関する基礎知識	
	9:40~10:40	刈払機を使用する作業に関する基礎知識	
	10:50~11:20	刈払機の点検及び整備に関する知識	
	11:20~11:50	振動障害及びその予防に関する知識	
	13:00~14:00	振動障害及びその予防に関する知識	
	14:10~14:40	振動障害及びその予防に関する知識	
	14:40~15:10	関係法令(学科)	
	15:20~16:20	刈払機の作業	
16:20~17:00	閉講式、入会説明会等		

※受講を希望される方は、9月26日(火)までに 事務局 土井まで

大谷チップ作業所、本城くず置場をご利用の会員の皆さんへお願い!

右の写真は、剪定屑と一緒に大谷のチップ作業所へ混入されていたゴミです。

ゴミが混入したまま、剪定チップ作業をするとチップ作業に従事する会員が非常に危険です。

また機械(シュレッダー)の故障の原因にもなります。

大谷や本城へ剪定屑や草の屑を持ち込む場合は、ゴミと剪定屑などをしっかり選別して持ち込んでいただくよう協力をお願いします。



(8/29 撮影)

なお、大谷には剪定屑、本城へは草だけを持ち込むよう徹底をお願いします。持ち込んだ後に、置場の整理作業をしているものへの配慮をお願いします。

- **今月の刃物研ぎは 21日 木曜日です**
- 第3木曜日は**
- 入会説明会(随時可)・刃物研ぎの日**
- ※会員の皆さん、刃物研ぎのご利用**
- よろしくをお願いします。**



※就業会員さんも不足しています。新入会員さんの勧誘についても
会員の皆さんのお知り合い、ご近所の方など、ご紹介をよろしく
お願い申し上げます。